

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第 8 号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 6 0 年野
田市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 6 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。